

職業訓練校は出席をしないと失業手当がでないため、咳をしている人などコロナかもと思ってしまう人も欠席せず出席をしている現状があります。そこで2点質問します。

○ 濃厚接触者でもPCR検査をしない現状で、体調を崩した訓練校の生徒が出席し、感染拡大をしているのではないか。緊急事態宣言下では、訓練校を休校とし、特例を適用して失業手当を支給し、生活も健康も守るべきではないか

(答)

- 1 緊急事態宣言等が発出された場合の職業訓練校の休校等の取扱いについては、都道府県知事が講じる緊急事態措置の要請の内容等を踏まえ、休校等の適切な対応を行うこととしている。また、発熱等の症状が見られる訓練受講生については自宅待機を徹底させることとしているほか、感染者が発生した場合は速やかに休校することとしている。
- 2 なお、休校を行ったことにより訓練期間が延長された場合は、延長された期間についても基本手当等は支給される。
- 3 引き続き、感染拡大防止対策の徹底、及び感染者が発生した場合の休校等の取扱いについて、適切に運用されるよう努めてまいりたい。